

第 7 1 号議案

長岡京市老人医療費の支給に関する条例及び長岡京市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

長岡京市老人医療費の支給に関する条例(昭和 4 8 年長岡京市条例第 1 3 号)及び長岡京市福祉医療費の支給に関する条例(昭和 5 0 年長岡京市条例第 3 5 号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

医療法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 8 7 号)による社会保険診療報酬支払基金法(昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号)の一部改正により、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更されることに伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市老人医療費の支給に関する条例及び長岡京市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(長岡京市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市老人医療費の支給に関する条例（昭和48年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査支払事務の委託) 第5条 市長は、前条第1項の規定により 保険医療機関等に支払うべき額の審査及び 支払に関する事務を <u>医療情報基盤・診療報酬 審査支払機構</u> 、国民健康保険団体 連合会等に委託することができる。	(審査支払事務の委託) 第5条 市長は、前条第1項の規定により 保険医療機関等に支払うべき額の審査お よび支払に関する事務を <u>社会保険診療報酬 支払基金</u> 、国民健康保険団体連合会等 に委託することができる。

(長岡京市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 長岡京市福祉医療費の支給に関する条例（昭和50年長岡京市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査支払事務の委託) 第6条 市長は、前条第1項の規定により 保険医療機関等に支払うべき額の審査及び 支払に関する事務を <u>医療情報基盤・診療報酬 審査支払機構</u> 、国民健康保険団体 連合会等に委託することができる。	(審査支払事務の委託) 第6条 市長は、前条第1項の規定により 保険医療機関等に支払うべき額の審査及び 支払に関する事務を <u>社会保険診療報酬 支払基金</u> 、国民健康保険団体連合会等に 委託することができる。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。